

「板橋区栄町35番2の都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業」質疑回答書

令和元年9月13日

No	該当箇所	質問事項	回答
1	公募要項3ページ26行目	地域交流スペースは認知症高齢者グループホーム小規模多機能型居宅介護事業所に隣接することが必須ですか。例えば地域交流スペースが同じ敷地内の離れた建物にあり、付随する事業所と随時行き来ができるかたちをとることは可能ですか。	地域交流スペースの設置場所に関する基準はありません。 地域交流スペースは、認知症高齢者グループホーム又は小規模多機能型居宅介護事業所の一部として、同一建物内の部屋などのスペースを活用し、地域住民等の目につきやすくかつ利便性の良い場所に設置することが望ましいと考えます。 なお、公募要項4(4)アに記載のとおり、貸付予定地を含む板橋キャンパス構内全体は、建築基準法第86条の2第1項の規定による一団地認定を受けており、それを維持する必要があります。今後予定している一団地内の他の設定敷地における整備内容に影響がないよう、一部の接道条件の緩和を除き、本整備事業の設定敷地内にて完結する計画としてください。
2	公募要項8ページ	小規模多機能型居宅介護(1F)、認知症高齢者グループホーム(2F)、特定施設入居者生活介護(3F)をイメージしております。 ※認知症高齢者グループホームは3ユニット、特定施設入居者生活介護は特定33床 その際、整備費補助について見込みで教えていただけたらと思います。	認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所における整備補助等については、公募要項8ページに記載のとおりです。 なお、特定施設入居者生活介護についても、整備費補助の対象となる場合があります。詳細は東京都ホームページをご確認ください。
3	公募要項8ページ22行目	昨年度は認知症高齢者グループホーム整備費補助が、1ユニットあたり3,750万円だったと記憶しているのですが、今回の要項で1ユニットあたり2,500万円に減っているのは、板橋区が重点緊急整備地域から外れたからですか。	公募要項に記載している補助単価は、令和元年度の金額になります。令和元年度については、重点的緊急整備地域の対象区ではないため、補助単価は、1ユニット当たり2,500万円になります。
4	公募要項12ページ21行目	応募申込書類の資産目録等とは、資金収支計算書、事業活動計算書、財産目録のことですか。	法人全体の資産及び負債がわかる内容の書類を提出してください。 なお、決算報告書に資産目録等が含まれる場合は、そちらを提出いただいても構いません。
5	公募要項15ページ7行目	地域交流スペースで、費用がかかる健康づくりや地域交流のための活動を実施し、その実費部分だけを利用する方から回収することは可能ですか。	可能です。
6	公募要項15ページ7行目	併設施設を付けた場合、併設施設が休みの(営業日ではない)日に、併設施設内のスペースで、地域交流や健康づくりのための活動することは可能ですか。	原則として、併設施設として特定の事業を実施するために整備するスペースであるため、当該事業以外に使用することは想定していません。 ただし、例えば、デイサービスの定休日等に事業所等を使用するなど、当該事業の実施に支障がないと考えられる場合には認められることもありますので、具体的な内容で協議を行ってください。 なお、整備費補助等の補助制度を活用した併設施設等の場合には、本来事業以外で事業所等を使用することは原則として、認められません。
7	公募要項15ページ7行目	建物内に地域交流スペースを設けることを前提として、建物ではないスペース、例えば庭をつくって、そこも地域交流や健康づくりのスペースとして位置付けることは可能ですか。また、そこに地域交流や健康づくりのための備品や器具等を置くことは可能ですか。	地域との交流や健康づくり拠点については、建物内の地域交流スペース等を活用してください。 なお、地域交流や健康づくりの催しなどのために一時的に庭などを利用することは差し支えありません。 また、地域交流等で使用する備品や器具等については、地域住民等が利用しやすい場所に配置・保管することが望ましいと考えます。
8	公募要項19ページ	事業者概要について、都内のみ弊社が有している施設サービスを記入すればいいのか教えていただけたらと思います。	法人が有する全ての介護サービス施設を記載してください。 ただし、全国に多くの介護施設を有する法人については、都内に有する介護施設のみの記載でも構いません。
9	公募要項27ページ11行目	貸付期間及び貸付料の記載がごさいますが、工事期間中については貸付料を支払う形なのでしょうか。 また、貸付金に関して工事期間中の定めがございましたらご教示願います。	工事期間中も貸付料はお支払いいただきます。貸付料は、賃貸借契約の締結以降発生しますが、工事は賃貸借契約締結以降に行っていただくためです。
10	その他	敷地内に自販機を置くことは可能ですか。	今回、貸付を行う土地については、都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業として施設を整備していただくためのものであり、整備する施設の利用者や家族等が利用するための自動販売機であれば設置可能です。